

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月2日

【会社名】 株式会社池田泉州ホールディングス

【英訳名】 Senshu Ikeda Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 田 博 久

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

【電話番号】 大阪(06)4802局0181番(代表)

【事務連絡者氏名】 人事総務部 部長 楠本 哲

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号  
株式会社池田泉州ホールディングス 人事総務部

【電話番号】 大阪(06)4802局0160番

【事務連絡者氏名】 人事総務部 部長 楠本 哲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の第6期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

### (2) 決議事項の内容

定時株主総会

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件(1)

第3号議案 定款一部変更の件(2)

第4号議案 定款一部変更の件(3)

第5号議案 取締役12名選任の件

藤田博久、片岡和行、久保田洋、辻 二郎、田原 彰、鶴川 淳

井上 基、前川浩司、前野博生、宮田浩二、大橋太朗、平松一夫の各氏を取締役に選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

森信静治氏を補欠監査役に選任する。

普通株主による種類株主総会

第1号議案 定款一部変更の件(2)

第2号議案 定款一部変更の件(3)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件及び当該決議の結果  
定時株主総会

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	2,064,515	1,728	455	(注) 1	可決 99.36
第2号議案	2,062,263	3,973	455	(注) 2	可決 99.25
第3号議案	2,062,010	4,226	455	(注) 2	可決 99.24
第4号議案	2,062,067	4,169	455	(注) 2	可決 99.24
第5号議案					
藤田 博久	2,048,998	17,243	455		98.61
片岡 和行	2,020,864	45,375	455		97.26
久保田 洋	2,046,217	20,024	455		98.48
辻 二郎	2,046,242	19,999	455		98.48
田原 彰	2,055,127	11,114	455		98.91
鶴川 淳	2,055,112	11,129	455	(注) 3	可決 98.91
井上 基	2,055,146	11,095	455		98.91
前川 浩司	2,055,146	11,095	455		98.91
前野 博生	2,055,133	11,108	455		98.91
宮田 浩二	2,054,960	11,281	455		98.90
大橋 太郎	2,021,505	44,737	455		97.29
平松 一夫	2,020,153	46,088	455		97.23
第6号議案					
森信 静治	2,064,329	1,807	455	(注) 3	可決 99.36

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

賛成割合について

事前行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

普通株主による種類株主総会

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	2,047,310	18,758	455	(注)	可決 98.54
第2号議案	2,047,389	18,812	455	(注)	可決 98.54

(注) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権の数と当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。